

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」発足!!

本県における福祉サービスの第三者評価の普及・推進を目的とする「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の設立式典が六月十五日、横浜市社会福祉センターホールで開催されました。当日は一般県民や社会福祉施設・介護保険サービス事業の関係者等、会場一杯の三百余名の参加がありました。



設立式典のようす

松沢成文神奈川県知事を始めとした来賓の方々のあいさつの後、推進機構の理事長に就任された川廷宗之氏（大妻女子大学教授）より、「これからの神奈川の第三者評価」というテーマで記念講演がありました。

川廷氏は、配布された「福祉サ

ービス第三者評価あり方検討会報告書」（本年三月発行）をもとに、推進機構は、信頼性のある第三者評価を推進することをめざす民間団体として発足すること。また、福祉サービスを提供する事業所のサービス内容を評価する「第三者評価機関」の認証をはじめとして、評価調査者養成のための研修の実施と、第三者評価事業の積極的な普及・推進を図りながら、神奈川県における福祉サービスの質の向上を図るための役割を、県民の皆様とともに果たしていきたいと訴えました。

副理事長である深谷昌弘氏（慶応義塾大学教授）からは、本年度の事業計画の説明があり、評価調査者の研修を三段階の方式で実施することが明らかにされました。

なお、法人格を有し、本県内に事務所を開設して認証基準を満たしていれば、「第三者評価機関」としての認証を推進機構で受けられるということです。また評価調査は、①事業者調査（自己評価調査・訪問調査等）、②利用者調査を実施するものとされています。

◆かながわ福祉サービス第三者評価推進機構

☎045-312-1121 内線3400

「長期生活支援資金」をご利用ください!!

持ち家があっても現金収入が少ない高齢者が、居住用不動産を担保に生活費を借り入れることにより、世帯の自立支援を図っていく貸付制度です。高齢者の居住用不動産を担保に月額で融資を受け、高齢者の死亡時または融資期間終了時にその不動産を処分し返済することから「リバースモーゲージ」形式とも言われています。

本県では、本年5月末現在で6件の貸付が決定しています。

- 【貸付限度額】 居住用不動産（土地）の評価額の70%（評価額は1,500万円以上）
- 【貸付期間】 貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間、又は借受人の死亡時までの期間
- 【貸付額】 一カ月あたり30万円以内の額（臨時増額可能）を、3カ月分ごとにまとめて貸付
- 【貸付利子】 年利3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率
- 【償還期限】 借受人の死亡など貸付契約の終了時
- 【担保措置】 ①居住する不動産（土地）に根抵当権等を設定、②推定相続人の中から連帯保証人一名を選任



元金と貸付利子が担保額（ここでは貸付限度額）に達するまで貸付できますが、リスク（危険）が伴うことも考えられるため、ご利用にあたっては十分に制度をご理解いただいた上でお申込みください。

**不動産価格下落リスク** 当初設定した不動産の価値が下落することにより発生するリスクです。原則3年毎に再評価を行い、限度額の見直し（貸付が継続できるか否か）を行います。

**金利上昇リスク** 契約期間中の金利の上昇により発生するリスクです。  
3%または当該年度4月1日時点の長期プライムレートの、いずれか低い方の利率で設定されるため、現時点では金利上昇の影響は少ないと言えます。

また、生前中に貸付元本・利子が限度額に達した時には、①そのまま居住することは出来るがそれ以降発生する利息を支払う、②その時点で土地を売却し精算する とされ、現時点では猶予措置等は決定されておらず、貸付額に達した段階で①か②の選択をすることが考えられます。

【お問合せ】 本会生活支援担当 ☎045-311-1426 FAX045-312-6302 e-mail:sikin@jinsyakyo.or.jp